

## 平成24年度第2回陸前高田市都市計画審議会議事録

1 日 時 平成24年12月5日(水曜日)

午前9時30分 開議

午前10時20分 散会

2 場 所 陸前高田市役所3号棟2階議場

3 議 事 陸前高田都市計画道路の変更について

4 出席委員(11人)

会 長 松坂 泰盛 副会長 金野 廣悦 委 員 木村 昌之

委 員 畠山 明夫 委 員 村上 克夫 委 員 鶴浦 昌也

委 員 佐々木 一義 委 員 菅原 悟 委 員 菅野 稔

委 員 佐竹 強 委 員 高橋 誠

欠席委員(1人)

委 員 大坂 礼子

5 説明のため出席した者

副市長 久保田 崇 建設部長 須賀 佐重喜 都市計画課長 山田 壮史

都市計画課課長補佐 阿部 勝

6 職務のために出席した都市計画課の職員

主幹兼課長補佐 小山 公喜 主事 蓬田 次郎 嘱託員 永山 悟

7 審議会の概要

午前9時30分 開議

### 1 開 会

#### ○事務局(都市計画課長)

定刻となりましたので、平成24年度第2回都市計画審議会を開会させていただきます。  
開会にあたりまして、久保田副市長よりご挨拶を申し上げます。

### 2 挨 拶

#### ○事務局(久保田副市長)

こんにちは。本日は、年末のお忙しい中、また議会前の中、都市計画審議会にご出席  
いただきまして、誠にありがとうございます。本来、市長から挨拶すべきところですが、  
公務につき副市長から一言ご挨拶を申し上げます。

市では、本年度を「復興元年」と位置付け、復興土地地区画整理事業や津波復興拠点整備事業など、復興に向けた取組を進めているところでございます。11月21日には、高田西地区復興整備工事の安全祈願祭が行われ、中心市街地の再建への本格的な工事が動き出しているところでございます。そしてまた、11月22日になりますけれども、市の東側地区にあります米崎町、小友町、広田町、そして西の長部地区も含めまして、防災集団移転について、国土交通大臣の同意というものを頂いたところでございます。そういう意味では、いくつかの事業において本年、進展が見られたところではないかと思っているところでございます。本日議題となります中心市街地の部分につきましては、10月に高田地区、今泉地区の土地利用計画の市民向けの説明会をやらせて頂き、そして今個別の地権者に対しまして意向確認を順次やらせて頂いているところでございます。そのような中で、本日はとりわけ道路の、市道の変更案について、これは先日市民への縦覧を行ったところでございますけれども、そちらについてご審議を頂きたいというところでございます。本日ににかかわらず今後もこの都市計画審議会では様々な市街地の形成に向けてご審議をお願いするところでございますけれども、本日もどうぞよろしくお願ひしたいと思っております。ありがとうございます。

### 3 出席者紹介

#### ○事務局（都市計画課長）

次に本日の出席者でございますが、本日は今年度2回目ということでございますので、お手元の資料に添付しております名簿でもちましてご紹介に代えさせて頂きたいと思ひます。また市側からは、副市長、建設部長それから担当の都市計画課の職員が出席しております。よろしくお願ひいたします。

次に議事に入ります前にご報告をいたしますが、本審議会は、陸前高田市都市計画審議会条例第5条第2項によりまして、委員の半数以上の出席をもって開くことと規定をしておりますけれども、本日は委員12名のうち11名のご出席を頂いておりますので、審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、会議録を事務局で作成いたしますが、今回は署名の委員を金野委員さんにお願ひをしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

では、ここからの議事進行につきましては、松坂会長にお願ひをいたします。

## 4 議 事

### (1) 陸前高田都市計画道路の変更について

#### ○会長（松坂委員）

おはようございます。お忙しい中どうもありがとうございます。それでは、平成24年度第2回陸前高田市都市計画審議会の進行を進めて参りますので、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきますが、はじめに、(1)の「陸前高田都市計画道路の変更」につきまして、事務局より説明をお願いしますが、この件については、11月13日から27日まで市民の皆さんに縦覧していますので、この件も踏まえてご説明をお願いいたします。

#### ○事務局（阿部課長補佐）

おはようございます。陸前高田都市計画道路の変更につきまして、都市計画課阿部からご説明をいたします。

本都市計画は、高田地区、今泉地区の復興まちづくりの一環といたしまして、都市計画道路の新規決定を1路線、廃止を9路線行おうとするものでございまして、先ほど副市長からもありましたが、10月15日、16日、20日に行いました高田地区・今泉地区土地利用計画等説明会の際に説明したものでございます。

はじめにお手元の資料の説明をいたします。

2ページは、本都市計画の「計画書」でございます。3ページから7ページは、新規決定及び廃止の「理由書」でございます。8ページはA3判の図面でございますがこれが「総括図」でございます。9ページから16ページにある図面は「計画図」と呼ばれるものでございます。17ページは「廃止路線一覧表」でございます。

次に、新規決定する「3・4・5号町森の前線」について、2ページの「計画書」及び8ページの「総括図」でご説明をいたします。

はじめに2ページをご覧ください。

本路線は、起点の気仙町字町から終点の高田町字森の前までを結ぶ、延長約1,190mの道路です。車線数は2車線、幅員は全区間17mで、内訳とすれば、自歩道が3.0m、植樹帯が1.5m、路肩が1.0m、車道が3.0mで片側の合計が8.5m、両側合計で17mとなります。

8ページの「総括図」をご覧ください。

本路線は、新しい高田町の中心市街地を東西に結ぶ「南幹線道路」、ここでは赤色の二

重線で街なかを走っている路線でございますが、と、今泉地区の国道340号、同じく赤色の二重線で記しております、を結ぶ道路です。

高田地区と今泉地区の主要市街地間を結ぶ幹線としての役割を担い、円滑な自動車の通行及び歩行者等の安全な通行を確保する幹線道路として、新規に定めようとするものであります。

次に、廃止する都市計画道路について、8ページの「総括図」及び17ページの「廃止路線一覧表」でご説明をいたします。

まず、17ページをお開きください。

廃止する路線は、表の一番上、番号3・5・5の長砂中川原線から一番下の番号7・6・2の中川原線までの9路線でございます。内容についてはご了承を頂きたいと思っております。

8ページをもう一度お開きください。

廃止する路線は、黄色の実線で記しております。

これらの路線は高田地区、今泉地区における補助幹線街路でございますが、今回、高田地区、今泉地区における復興まちづくりに係る各事業の実施に際しまして、補助幹線街路網を新たに計画することから、既存の都市計画道路である本路線については廃止しようとするものでございます。

本都市計画案につきましては、本年11月13日から11月27日まで縦覧を行いました。その結果、13の方が縦覧にいらっしゃっております。なお、本都市計画案についての意見書の提出はございませんでした。

もう一度、8ページをご覧いただきたいと思いますが、今回、市で決定する都市計画道路のほかに、県で決定する都市計画道路は3路線で、三本松相川線（国道340号）と大石沖脇の沢線（県道陸前高田停車場線）の変更、そして、高田駅前線の廃止を同じ時期に行う予定としております。

これらについては、市決定路線と同様に、11月13日から11月27日まで縦覧を行っておりまして、12月中旬に開催されます岩手県都市計画審議会の審議を経て、12月末に都市計画決定となる見込でございます。

最後に補足になりますが、今回の路線の廃止は、都市計画上の事務でございますが、その道路がすぐに使えなくなるということではございません。

実際に様々な事業で道路が使えなくなる場合には、市道の廃止について議会の議決を得ることとしておりますので、そのこともご報告をいたします。

以上で都市計画案についての説明を終わります。

**○会長（松坂委員）**

ただいま説明がありましたが、ご質問、ご意見、ございませんでしょうか。

**○委員（菅野委員）**

ちょっと分かりづらいんですが、3・6・10今泉線、距離が850mとなっていますが、これほどどこからどこまでが850mとなっているのかご説明をお願いいたします。

**○事務局（小山主幹）**

現姉齒橋農協支所のあった交差点から、中井を経由しまして、泉増寺の付近まででございます。

**○委員（木村委員）**

3・4・5号町森の前線の気仙川をこえて今泉地区における道路なんですが、橋の位置がですね、若干南側に変わっている、その理由を。現在の橋げたより10mくらいですか、ずれるような感じですが。

**○事務局（小山主幹）**

現在の橋げたを利用できるのであれば、災害復旧でできるんですが、地震によりまして沈下等ございまして、現在の橋台及び橋脚については再利用ができない状況になっておりますので、橋の位置を新たに掛け直す形でやるために南側に下げたという形です。現在の橋台を使って掛けられるのであればその位置を検討したんですけども、それが利用できないということが分かったものですから、それで南側に下げたということでございます。

**○委員（木村委員）**

これは位置をずらさざるを得ないということですね。分かりました。いま質問しましたのはですね、今泉地区で協議会を立ち上げまして、色々と住民の方々と話をしているんですが、新しいルートですと「大庄屋」の敷地にかかるということで、そのところを皆さんの方から「どういう理由でこういうルートが示されたのか」ということを聞かれたものですから、こちらは位置を元の姉齒橋にずらすということは考えられないということですね。

**○事務局（小山主幹）**

復旧のスピードを考えますと新たに掛けた方が早いということもございます。

**○委員（木村委員）**

分かりました。

**○会長（松坂委員）**

そのほかございませんでしょうか。

**○委員（金野委員）**

3・5・6号荒町曲松線を廃止するという事なんですが、国道45号線を走っててですね、津波とかのときに避難する、一番要となるような路線なわけですが、ここを廃止後、新たにどういうルートで考えているのか。国道45号を走っていて今はどこに逃げたいかさっぱり分からない状態ですので、事あるごとに、避難先のところに避難するとかについて標識が必要だとか色々な話をしているわけですが、何かないわけでしょうか。

**○事務局（阿部課長補佐）**

ご指摘のありました3・5・6号の代わりといいますか、その並びでですね、いわゆるシンボルロードと言われる幅員の広い道路を補助幹線道路として整備をする、そのまま農免道の方まで上がれるように整備する計画を立てております。この他にも何本か縦への避難道路を計画しておりますが、このシンボルロードにつきましては、この次の2月の都市計画決定に向けて、今準備をしているところでございます。

**○委員（金野委員）**

今の審議会の道路廃止には関係のない話かもしれませんが、標識を早急に作りながら、陸前高田市民であればある程度は分かりますけれども、今陸前高田の観光というのは、よそからこの被災地の状況を見に来るといような形になっています。そうした時にやはり必要かと感じますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○会長（松坂委員）**

大変重要な意見だと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。そのほかご質問、ご意見ございませんでしょうか。

**○委員（高橋委員）**

ちょっと標記について確認したいのですが、この8ページでですね、矢印の尖った方と丸印があるわけですが、どちらが起終点を表していますか。矢印の先の方が終点なのかと見ているんですが、どうでしょうか。

**○事務局（阿部課長補佐）**

恐れ入ります。起点が気仙町字町なので、この丸と矢印が間違っておりました。

**○委員（高橋委員）**

どちらが間違っているんでしょうか。表の方なのか、図面の方なのか。

**○事務局（阿部課長補佐）**

図面表示が間違っております。申し訳ございません。

**○会長（松坂委員）**

8ページの図面の丸と矢印が逆だということですね。そのほかご質問、ご意見ございませんでしょうか。

ではほかにご意見が無いようでございますので、陸前高田都市計画道路の変更について、色々な意見を参考に原案通り承認して、岩手県と協議し、都市計画決定の進めるところとしてよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

**○会長（松坂委員）**

それでは審議会の議決を得ましたので、今後のスケジュールを事務局からお願いします。

**○事務局（阿部課長補佐）**

今後のスケジュールについてご説明をいたします。今後の都市計画決定に向けた手続きでございますが、12月中旬に岩手県に対して協議を行って、県の同意を頂いてから12月末に都市計画決定を行う予定になっております。よろしくお願いいたします。

**(2) その他**

**○会長（松坂委員）**

それでは、(2)のその他についてですが、委員の皆様から何かございませんでしょうか。

**○委員（鵜浦委員）**

先ほど金野さんからお話があったように、住民の方々から看板について、道路の標識について様々な意見が出てるんですけども、震災発生後に設けたであろうという看板が各地にあるようなんです。例えば高田一中の看板とかがかなり老朽化していてみすばらしいというような意見があるんですよ。それを誰が設置したかも分からないので住民は勝手に手が付けられないので、市役所で設置したのであれば市役所に撤去してほしいというような意見があります。そして以前そういった話を聞いて高田一中に私の方で話をしたならば、具体的にいうと入口の所に高田一中という大きな看板が立っている、私の方で副校長や学

校の先生にお話をし撤去してもらった経緯があるんですけども、学校の方で撤去したのか教育委員会で撤去したのか分かりませんが、そういったものが各地にあるようですので、一回道路を見回ってもらって、古いものは撤去して、それでここには必ず設置しなければいけないなというところには必ず設置というように、この都市計画審議会でお話ししていいのかがあれですけども、金野さんがそういった話をお聞きして、私もそういう話をかなり住民からお聞きしておりますので、市の方で善処して頂きたいと思っております。以上です。

#### ○委員（佐竹委員）

以前頂いた高田地区土地利用計画図（案）というのを見ますとね、鳴石から和野に向かって路線があって、現在通行している道路以外は点線になっているんですが、この点線が具体的に進行する見通しはいつなんでしょうか。というのは住民がですね、色々な資料で見ますとこの辺が道路になるんじゃないかと気になって仕方ないわけですね。でも聞けば「あくまで計画ですから」という回答がいくわけですね。で、いつまで計画でいるのか、具体性というか見通しを示すことができるのがいつ頃と踏んでいるのか伺います。

#### ○事務局（建設部長）

この路線についてはですね、これまでも議会答弁の中にあっても必要性等についてのご質問やら、市としての考え方を述べてきたところがございます。今回この記載は、この行先は図面から外れていますが、できればアップルロードからの延伸という部分での接続路線としての計画ということでこちらに記載しているわけです。しかしながら、そもそもこの路線については県の方にお願いをし、復興支援道路としての整備をしてもらえないかと国の復興庁等とのヒアリングを県の方でも受けて頂き、また県の方でもできることであればというお願いをこれまでもしてきたわけがございます。しかしながら、復興庁サイドは復興支援道路としての要件に欠くというか薄いというか、そういった意味合いからなかなか認めづらいと、いうなかにあってしからばということで県単独事業として何とかしてくれないかという話をしてきたと、まあこれについては議会でも同じように話させて頂いておるんですが、まあいずれ、とは言いながら、しからばそれを出来ないというわけにもいかないし、我々市としても絶対必要な道路だという意味合いもございまして、土地利用計画案ということのなかにあって、必要な道路として記載をし、計画案には今後とも載せていった方が良いでしょうし載せていくべきだろうという意味合いからこちらに掲載している。地権者の方からすれば、実際点線がかかっているんだけど一体どうなんだ、という意味合いもあるかもしれませんが、行政を預かり、また道路を整備しようとする者からす



れば、やはりこの道路は何とかなしたいんだ、という意味合いで考えているわけでございます。そういった意味合いで確かに様々なご意見もあるやにも伺っておりますが、大変申し訳ない部分もございますけれども、道路計画案としては当面表記をし、また県にも要望し、また市としてもできることを模索しながらそれらの整備は努めていきたいと考えております。

**○委員（佐竹委員）**

それで、今の段階で、可能性がある見通しとして、いつ頃になったらいける、あるいはやっぱりダメだったとか、そういう風な見通しは今の段階ではつきませんか。

**○事務局（建設部長）**

見通しは立っておりません。しかし先ほどから言うように、必要な路線としての位置付け、認識はしているわけでございまして、それに向けた今後も何かしらの方法を用いながら、その整備に努力していきたいという考えでございます。それに対してこれは表記的にも上手くないと、もしも言われるのであればそれはそれで検討していかなければならない事項かと思いますが、市とすれば現段階においてはそのような考えから表記をしているということですので、ご理解をお願いいたします。

**○委員（佐竹委員）**

鳴石地区と和野地区は高田町で震災以降の市街地というか人口密集地なわけですけども、早急に計画を策定して市民に示すべきであろうと思うんです。中途半端な形でいくのもやむを得ないというお話を聞きますと、やむを得ないかなというのは理解できるわけですが、いったん計画として市民の目に触れた以上は、こうなるだろうという見通しで誰しも思うわけですね。それがいつまでもいくのかいかないのかずっと続けてるといえるのはよろしくないと思うんですね。

**○事務局（建設部長）**

この件に関しては今回の一般質問でも2人の議員から質問を頂いておりました。いまここでそれを答弁するのもどうなのかという感じもしながら答弁していましたが、都市計画審議会ということで立場も違うのかなという気もありますので、今言うならば、市としても佐竹委員が言われるようなことについても何かしら考えたいと思っておるところでございますので、また別の機会にご説明したいと思っております。

**○事務局（都市計画課長）**

佐竹委員さんにちょっと整理をしたいのですが、鳴石と和野の間だけの話ですか。それとも、どちらかというとその東側のところですね。

(東側の声あり)

**○事務局（建設部長）**

左側の方ですね、既に中和野線であったりとか、小泉側路線もそうなんですが、もう一部川原川を横断しての整備というようなことで手掛けてますし、高台5、6といった整備にあたりまして、おのずと高台用地が確保になり転用になり学校施設等できれば当然そこへのアクセス道路はつけることで、問題は確かに今言われている部分かと思っていましたので、また様々な機会でご説明したいと思います。

**○委員（菅原委員）**

今回13人の方が縦覧なさったとのことですが、意見書も出されなかったのご説明を頂きましたが、権利として、縦覧できる方は市内に住民票を有している方に限るとか、意見書についても規制といいますか取り決めがあるのか、そこだけ確認させてください。

**○事務局（阿部補佐）**

市民及び利害関係者ということになっております。市民と、市民でなくても何らかの利害関係者が意見書を出せるということになっております。

**○委員（菅原委員）**

そうしますと、市外に住所を有する方でも利害関係を有する方は縦覧できるし意見書も出せるということですね。

**○委員（佐々木委員）**

土地区画整理の意向調査をしているわけですが、その中で住民の方々、対象者の方々がよく言われるのは、「土地を買ってくれないのか」ということが多々あるんですけども、今の法律では土地区画整理事業の中では買えないと、換地とかしてからやるという方法で、いま本当に家族も何もなくなって他のところに行きたいと、土地を売りたいという声も多々あるんですけども、そういったことに対してどう考えているのか、法律的にはどうやったらクリアできるのかというところを教えてくださいたいと思います。

**○事務局（小山主幹）**

委員さんのお話のあったように、区画整理事業としては土地を買うことはできません。それがまず一つ制約としてございます。それで、例えば公共用地、学校用地とか保育所用地とか公園用地とか、土地を売りたいという方の土地を集約換地するという方法がございまして。売りたいという方の土地を一箇所に集めて、学校用地として教育委員会の方でその土地を買収するという形は可能でございまして、公共施設が高台の方になってしまう場合には、下の方の土地を集約換地してそこも行政管理者で買収するということは難しいとこ

るもあると考えております。

**○事務局（都市計画課長）**

今回の面談の中で、選択肢として買取の部分についてもご希望は伺ったうえで、今のよう手法が採れるか、あるいは換地が終わった後に民間の取引の中で、購入希望の方に民間で売って頂くというようなことかと思っておりますので、面談の中ではそういった部分についてもお聞きはしておりますが、市で全て買い上げというのは制度上できないという状況でございます。

**○委員（佐々木委員）**

そうしますと商店街や拠点地域や市役所の位置とか、その計画の中がそういったことで該当するということですかね。

**○事務局（小山主幹）**

拠点事業は、区画整理前に土地を買収する手法でございますので、それについては買収できます。買収した土地を区画整理事業で出入りがあるものを集約して請求するということとなります。拠点事業では直接買収が可能です。区画整理事業としては買収はできません。

**○委員（佐々木委員）**

市民の人達には色々なケースがあると思っておりますので、本当に力になって頂きたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。もう一つ、農免道は市の道路ではないんですよね、県管理ということでこの間聞きましたけれども、ちょっと該当違いかもしれませんが。

**○委員（菅野委員）**

議題内で。

**○委員（佐竹委員）**

進行。

**○委員（鵜浦委員）**

一つだけ確認です。土地区画整理事業における土地の買取の件なんですが、小山さんがおっしゃる「できない」という根拠は何なのかお聞きしたいです。法律上無理だということなのか、あるいは陸前高田市では買取をしないということなのか。

**○事務局（小山主幹）**

法律上、区画整理事業の中では事業者は買取できないとなっております。

**○委員（鵜浦委員）**

そうすると、今回の被災地いずれも区画整理事業でやる地域では、事業主体としては買

取は出来ないんですか。例えば大船渡市、宮古市、三陸沿岸全部。

#### ○事務局（小山主幹）

大船渡市の手法がどういう手法でやるのか、単独費で買うのか、事業者としてではなくて買うのか、大船渡の手法を聞いておりませんので。

#### ○事務局（副市長）

補足をさせていただきますけれども、念頭におそらくあるのは、防災集団移転の地域と区画整理事業の分と違うんじゃないかというところもあると思うんですね。防災集団移転事業というのは制度上、移転元地というのは自治体がい取れるということになっていて、その費用も国から担保されているということがあるんです。ところが、区画整理事業というのは制度上買取りは基本的にしなくて換地がメインですから、これは当市だけではなくて今回被災したどこも同じです。ただもちろん自治体の財政力にも差がありますし、場合によっては単独の事業としてやるところもあるかもしれませんけれども、基本的にはないと思っております。我々も両制度の違いがあつてそれで被災者に対しまして不公平感が出ないようにしてほしいということは再三国の方に申し上げておりますけれども、制度上二つの大きな制度があつてその中で運用しているものですから、今のところそういう制約があるということをご理解いただきたいと思っております。

#### ○委員（鵜浦委員）

いま質問したのはですね、実際我々がこの間会派で仙台のある自治体を視察したところでは、区画整理事業で町が買取りますというところがあつたものですから、それではなぜ陸前高田市ではしないのかと単純に疑問に思ったものだったんですけれども。自治体によって土地区画整理事業でありながら土地を買い取ってくれるところがあるんだなあということが分かつたんです。それがなぜ陸前高田市でできないのかなと。副市長が言うとおりの財政上の規模で余裕があるところが、裕福なところはある。陸前高田市のように厳しい財源のところではできない。格差があるとそれはまずいのではないかと思つたものですから、佐々木委員もその観点からだと思つたんですけれども。

#### ○事務局（建設部長）

基本、区画整理事業での買取というのは普通ないんですね。制度上の話ですよ。ただし高田の場合もそうですけれども、高台移転するに際して、上の土地を市が買取し、それを下にいた方の土地を上へ換地するという制度はありますけれども、当然そういうことをしなければならぬんですが、下の土地を買取して換地するという話は制度としては成り立たない話です。それから、先ほど副市長の方から防集と区画整理の話をされましたけれど

も、それぞれ長短があると思うんです。区画整理の場合は、釈迦に説法かもしれませんが、土地をお持ちの方が身銭を出さないで、その土地と権利を持って上の土地ないしは別の土地を確保してもらおう。防集の場合は土地を売って上の土地ないしは市が用意した土地ないしは自立再建で土地を新たに自分で探す。ですからどっちが良いかというのもその人個人個人によっても違う。実際あるのが、俺らを区画整理にしてくれないのかという要望もきている。狭間のエリアの例えば米崎とか高田のエリアにあっては、区画整理の方に持ってきてくれないか、お金は持っていないので権利として上の方に行かせてくれという方も中にはいるわけです。ですから色々な長短があるということです。市街地の場合は市の街全体の復興ということを考えるわけであって区画整理という手法を用いる中であって今回は今泉、高田をやっていますし、それ以外の地区は防災集団移転事業として集落の再生を目指しているということですので、それぞれということですのでご理解をお願いいたします。

#### ○事務局（都市計画課長）

あと可能性としては、その区画整理事業区域内で、買収できる別事業を入れて、さっき小山主幹は例えば公共事業の換地をしたうえで公共事業として買うというような例を申し上げましたが、かぶせて別事業で買い上げる例はあるのかもしれませんが。

#### ○事務局（建設部長）

想像の範囲ですけれども、津波拠点か何かで、区画整理エリアの中で心臓部は津波拠点を使うとか、そういうことにしていち早く復興させようと、商店街の活性化を導こうと、要するに絵に描いているピンク色の部分は津波拠点事業を導入していち早く土地を取得して事業を導入させ、さらにその付近の部分は区画整理事業として住戸を確保していこうとか、そういうミックスする中で、高田もそんなやり方を今考えているんですけれども、全体は区画整理エリアに入っているんです。今実情はよく分からないですが、そういった上手いところを高田としても頂きたいと思って、担当課等と協力してやっているところです。

#### ○委員（佐々木委員）

昨日の朝の雨、ひょうとかで水が一気に出まして、想定外の水が一瞬に来た、街の中が水びだしになったりとかありますので、まちづくりについてはやはり慎重にやらなければいけないと思います。

#### ○委員（金野委員）

震災復興計画など、色々と着実に進んでいるようでございますけれども、その中で、計画そのものというのは、市民の合意を得なければ立派なものはないと思います。その中で、この間テレビで気仙沼の防潮堤についてのワークショップをやっている姿を見まし

て、素晴らしいと思って見させていただきました。それで、陸前高田市の防潮堤でございますが、高田松原12.5m、先日も市長とお話させていただきましたが、12.5mという高さはおそろしい高さなわけですよ。それを机上だけで説得しようとしてもなかなか難しい面があるんじゃないか、まだまだ議論が必要だと。そういった意味では、その防潮堤の高さ、12.5mというのはこれくらいの高さだよというのをどこかに作って、市民に知らせて色々議論をしたうえで多くの方々の納得を得た上で、設置するという形に持って行って頂きたいと思うんです。住民と色々話をしているとですね、やっぱり防潮堤いらないという人たちが結構多いんですよ。そしてこれは海岸線に住んでいる人たちだけでなく、陸前高田市民、県民、みんなが納得いくような、やっぱり陸前高田市は本当に自然との共生だとか海浜文化都市だとかいろいろなことをしながら進んでるわけですけども、本当の意味での市民の合意を得た上で進めていくべきじゃないかと、この都市計画の審議会等に参加しながら、3ヶ月、半年、1年遅れたとしてもいいから議論を尽くすべきではないかと。色々な会議に私は参加しているんだけど、結構市民の間には必要性がないという話がいっぱいあります。だからそういった面でも、早めにこのくらいの高さというのを設置してほしいんですよ。それで市民の方々が「このくらいだったら安心できるな」という風に判断すればそれでいいわけなんです。色々な話をすると反対の人達はいっぱいいるんです。ところが集まった時に何も言わないんです。そういう風なところがありますので、よろしくお願ひしたい。

#### ○委員（高橋所長）

高さにつきましては、大船渡土木センターの方で、高田海岸については一箇所くらいになるかと思っておりますけれども、主要な海岸につきましては、気仙沼かどこかで高さ表示されているということで、同じように表示することで今準備を進めていました。

#### ○会長（松坂会長）

そのほかございませんか。

(なしの声あり)

それではないようでございます。その他で色々な意見が出ましたが、それぞれ重く受け止めて、当局で善処していただきたいと思ひます。それでは本日の議事一切を終わりますので終了したいと思ひます。

## 5 その他

### ○事務局（都市計画課長）

松坂会長、ありがとうございます。5のその他につきまして、今後の審議会の予定につきまして、事務局から皆様にご連絡をさせて頂きたいと思っております。

### ○事務局（阿部課長補佐）

皆様18ページをお開きください。今後の都市計画決定の案件一覧ということでこれで説明したいと思います。今回、平成24年12月に①、②につきまして今回ご審議を頂きました。平成25年2月になりましてから、③から⑨までの案件で、③、④は県の都市計画決定ということになりますが、ございます。国道45号、国道340号の変更を行うもの、また、メモリアル公園の区域を決定するものが都市計画決定ということで予定されています。⑤のいわゆる高田東地区の区域を決定するもの、そして東地区に伴って火葬場の区域変更が必要になって参りますので、この変更の手続も2月に行う予定でございます。⑦は先ほど申しましたが補助幹線道路、シンボルロードについての決定も2月を予定しております。そして現在意向確認をしておりますが、高田地区、今泉地区の区画整理事業の全体地区について2月で手続を行う予定でございます。⑨といたしまして被災いたしました旧市街地の都市公園の廃止もこの2月に行う予定になっております。次回の都市計画審議会は非常に盛りだくさんになる予定でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

またそれ以降につきましては、運動公園、あるいは市道の補助幹線道路、あるいは用途地域についてもその後の決定を予定しているということでご報告をさせていただきます。

## 6 閉会

### ○事務局（都市計画課長）

それでは以上をもちまして、第2回の都市計画審議会を閉会とさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。

午前10時20分 散会